

# 答 申 書

(答申第109号)

平成30年3月22日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、平成28年5月9日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

法定外税「核燃料税」の更新に関して、有識者・専門家から意見を聞いた際に支払った謝礼や対価等の金額、支払い時期、支払い理由などを記した文書一式（保存してあるものすべて）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年5月23日付け税第267号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 〔本件処分の内容〕

	公文書の名称	文書No.	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	雇用伺（平成26年11月10日起案）	対象公文書1	一部公開	専門家の郵便番号、住所および氏名	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
2	支出負担行為兼支出命令書（平成26年12月10日支払）	対象公文書2	一部公開	専門家の郵便番号、住所および氏名ならびに口座振替に係る金融機関コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p>

					<p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
3	雇用伺（平成27年5月25日起案）	対象公文書3	一部公開	<p>専門家の郵便番号、住所および氏名</p>	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
4	支出負担行為兼支出命令書（平成27年6月10日支払）	対象公文書4	一部公開	<p>専門家の郵便番号、住所および氏名ならびに口座振替に係る金融機関コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人</p>	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
5	雇用伺（平成27年6月16日起案）	対象公文書5	一部公開	<p>専門家の郵便番号、住所および氏名</p>	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

6	支出負担行為兼支出命令書（平成27年7月10日支払）	対象公文書 6	一部公開	専門家の郵便番号、住所および氏名ならびに口座振替に係る金融機関コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
7	雇用伺（平成28年1月14日起案）	対象公文書 7	一部公開	専門家の郵便番号、住所および氏名	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
8	支出負担行為兼支出命令書（平成28年1月26日支払）	対象公文書 8	一部公開	専門家の郵便番号、住所および氏名ならびに口座振替に係る金融機関コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人	<p>条例第7条第1号（個人情報）に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p> <p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年5月26日、本件処分のうち、専門家の氏名の公開を求めて、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成29年7月21日付け税第396号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、専門家の氏名の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

福井県は「公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」「公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も挙げているが、なぜ混乱が生じたり適正な事務遂行に支障が及んだりする恐れがあるのか、意味不明である。いわば、福井県は専門家から「専門知識」を仕入れるのと引き換えに、対価を支払ったものであり、入札などと同様に相手先の名前を公開するのが適当である。

#### (2) 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

福井県は「公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」「公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も挙げているが、なぜ混乱が生じたり適正な事務遂行に支障が及んだりする恐れがあるのか、意味不明である。いわば、福井県は専門家から「専門知識」を仕入れるのと引き換えに、対価を支払ったものであり、入札などと同様に相手先の名前を公開するのが適当である。

#### (3) 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

審査請求人が開示を求めた文書は「法定外税『核燃料税』の更新に関して、有識者・専門家から意見を聞いた際に支払った謝礼や対価等の金額、支払い時期、支払い理由などを記した文書一式」である。福井県が一部公開した文書によると、県は平成26年12月（2人分）と27年6月（1人分）、27年7月（1人分）、28年1月（1人分）に、1人あたり2万5000円を支払った。つまり、延べ5人の専門家に計12万5000円を払ったことになる。県は専門家の名前と住所、郵便番号、振込先の口座情報を黒塗り（＝非公開）とした。

しかし、専門家の氏名は当然、公開すべき情報である。知事と有識者の懇談を巡る情報公開請求に係る訴訟で、名古屋高裁は対談の相手方の氏名について「本件対談の有識者が公費から謝礼（対価）を得たうえ、もてなしを受けている以上、本件対談の場における有識者は、公務を遂行する県職員に準じる地位にあるということができなく中略＞氏名などは旧条例7条1号本文の『個人に関する情報』には該当しない」と判断したとのことである。

本件処分に係る専門家からの意見聴取は、平成28年11月の核燃料税更新についての考えを聞く目的だと推察される。すなわち、福井県による核燃料税更新に係る意思決定の流れの一つと解するのが適当である。意見を述べた専門家は言うまでもなく「県職員に準じる地位」にあり、氏名を伏せる理由は全く見当たらない。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

##### 1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、その時々々の状況を考慮して、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、非公開部分が公になると、外部から専門家に対して、核燃料税の更新に向けてどのような内容を検討しているか等の問合せや、原子力発電反対の風潮が広がる中で、否定的な意見を述べさせるような圧力、嫌がらせ等が強まるおそれがある。

また、問合せの結果、県と専門家の意見交換の内容等が公になることで、様々な誤解、憶測から、利害関係者等外部からの専門家に対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがあり、ひいては、専門家と県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり専門家に対して必要な意見等を求めた場合にも、専門家からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

##### 2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

非公開部分を公にした場合、「1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について」と同様の理由により、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、利害関係者等外部からの県や国などに対する様々な主張・行動・干渉等が生じ、県が中立的な判断を行うことが不当に損なわれ、新たに条例案を審議・検討するうえで支障が生じるおそれがある。

### 3 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

非公開部分は、専門家の郵便番号、住所および氏名ならびに口座振替に係る金融機関コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人であり、特定の個人を識別することが可能な情報である。

したがって非公開部分は、条例第7条第1号にも該当する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第6号、同条第7号および同条第1号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、専門家もしくは有識者（以下「専門家等」という。）の氏名の公開を求めていることから、以下、当該部分に係る非公開情報の該当性について検討する。

### 2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討することとされている。

対象公文書1から対象公文書8まで（以下「本件対象公文書」という。）は、福井県が定めた核燃料税が平成28年11月9日に課税期間終了となることから、課税期間終了後の核燃料税制度の参考とするため、核燃料税制度に関連する様々な知見を有する専門家等から意見を聴取した際の報償費の支払に係る文書であり、意見を聴取した専門家等の氏名等が記載されている。

専門家等の氏名を公にした場合、核燃料税の基本的な考え方などに関する先入観や憶測により、専門家等に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、専門家等が県に対し率直な意見を述べることを躊躇するおそれがあると認められる。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、専門家等に対して必要な意見を求めた場合にも十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の専門家等の氏名は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

### 3 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定められている。

専門家等の氏名を公にした場合、「2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について」と同様の理由により、専門家等に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、専門家等が県に率直な意見を述べることを躊躇するおそれがあると認められる。

このため、県が核燃料税の制度構築を慎重に検討する上で必要不可欠な専門家等からの意見について協力を得られなくなるなど、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の専門家等の氏名は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

### 4 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

専門家等の氏名を公にした場合、前述のとおり、専門家等に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられることで、専門家等が県に対し率直な意見を述べることを躊躇し、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあることから、条例第7条第7号の事務執行情報に該当するため、同条第1号について判断するまでもなく、非公開情報に該当すると認められる。

### 5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書の専門家等の氏名は、条例第7条第7号および同条第6号の非公開情報に該当すると認められるので、同条第1号について判断するまでもなく、一部公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、本件処分のうち、審査請求人が公開を求める部分について非公開とした実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。



第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 7月21日	・ 諮問書の受理
平成29年 7月24日	・ 審議（第1回）
平成29年 8月28日	・ 審議（第2回）
平成29年10月31日	・ 審議（第3回）
平成29年12月18日	・ 審議（第4回）
平成30年 1月22日	・ 審議（第5回）
平成30年 3月22日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	